

「社会保障・税番号大綱」に関する意見提出

氏名・団体名（※） 一般社団法人 情報サービス産業
協会 担当：田原幸朗
職業（所属・勤務先） 企画委員会企画部会
住所 東京都中央区八重洲 2-8-1 日東紡ビル 9 階
電話番号 03-6214-1121

（※団体の場合は担当者名もご記入ください）

【意見 1】

- 該当箇所（どの部分についてのご意見か、該当箇所が分かるよう明記してください）
第 2 基本的な考え方 1. 番号制度の導入の趣旨
3 頁（3）制度導入の目的と期待される効果
6 頁（7）大震災時における真に手を差し伸べるべき者に対する積極的な支援

●意見内容

情報システムは今や産業・社会のインフラであり、番号制度はこれら個別の情報インフラをデータ連携させるための必要不可欠な基盤であり、早期実現が必要です。

国民の理解と利用の促進を図る観点から、可能な限り実行可能性を判断できる導入効果の可視化（例えば、政府内で名寄せ事務が削減されることによる人件費の公表など）に取り組むようお願いいたします。

また、東日本大震災をふり返るとき、被災者の本人確認や住民データ喪失時の対応などにおいて、極めて重要な役割を果たすことか改めて認識され、その整備が焦眉の急となっています。しかしながら、現在検討中の番号制度により国や自治体のデータを番号で紐付けるだけでは、被災者にとってのメリットは限定的になります。例えば国民の連絡先（携帯電話、メールアドレス）や、給付先の口座を事前登録する制度があれば、通常時の行政コスト削減に加え、被災時には円滑な支援が実施できます。今回の震災を教訓に、番号制度の枠にとどまらない、上記のような制度の構築を検討する必要があります。

今回の震災ではインターネットを通じた民間の支援も大いに注目されていますが、官の力だけではなく、民の力を有効利用するために、国民 ID 制度の趣旨についても適切な理解を得て実現に至るよう、スケジュールを踏まえた着実な実施をお願いいたします。

- 理由（可能であれば、根拠となる資料等を添付してください）

【意見 2】

●該当箇所（どの部分についてのご意見か、該当箇所が分かるよう明記してください）

7. 今後の進め方

22頁

（3）番号制度の導入に係る費用と便益

●意見内容

システム等の技術設計や調達に当たっては、オープンな標準技術の採用と、透明性・公平性が担保された調達の実施をお願いするとともに、これを機とした新技術創造への配慮もお願いいたします。これにより、品質の向上とコストの削減を見込むことが出来るだけでなく、将来的に民間まで番号制度・情報連携基盤を広げる際には、国内外のシステム・企業・団体・人とつながり、大きな市場を生むことができるようになります。

●理由（可能であれば、根拠となる資料等を添付してください）

【意見 3】

●該当箇所（どの部分についてのご意見か、該当箇所が分かるよう明記してください）

27～33頁

第3 法整備 Ⅲ「番号」を告知、利用する手続の範囲

1. 年金分野～7. その他

●意見内容

利用範囲として、1. 年金分野～7. その他まで7つの分野での利用が想定されています。

今後制度導入に向けた具体的な検討を始めるにあたっては、まずは関係機関の範囲を明確にするため、23頁（4）今後のスケジュールを踏まえつつ、個々の適用分野における導入時期が明らかとなるよう記述を見直す必要があると考えます。

●理由（可能であれば、根拠となる資料等を添付してください）

【意見 4】

●該当箇所（どの部分についてのご意見か、該当箇所が分かるよう明記してください）

第3 法整備

26頁

Ⅱ 個人に付番する「番号」 1. 付番（2）

36頁

Ⅳ「番号」に係る本人確認等の在り方 1. 本人確認及び「番号」の真正性確保措置

●意見内容

番号制度は民間での利用促進も重要な視点であり、企業が社員管理等で導入する場合の対応について、早期に方向性を示していただきたい。

例えば、事前に社員より告知を受けた番号（被扶養者を含む）の真正性の確認方法等は、番号制度導入の基盤となる部分であり、平成26年の番号交付までに更なる利用環境の整備が必要と考えます。また、日雇いや派遣などの様々な雇用形態についても整理・検討が必要です。

また、41頁3. 情報保有機関との関係では、「（1）番号制度導入時において、『番号』の告知を求めることのできる情報保有機関」といった記述は民間を含むことが可能となるよう記述を見直しいただきたい。

●理由（可能であれば、根拠となる資料等を添付してください）

【意見 5】

●該当箇所（どの部分についてのご意見か、該当箇所が分かるよう明記してください）

40頁

12. 情報保護評価の実施

●意見内容

情報保護評価の承認は、注30に記載があるものの、ソリューション提供事業者も対象であることを本文において明記する必要があると考えます。

これにより、情報保有機関が、情報保護評価承認済みのクラウドサービスやパッケージソフトを利用することができるようになり、ソリューション提供事業者は、情報保護評価済みのサービスを提供できるようになります。

●理由（可能であれば、根拠となる資料等を添付してください）

【意見 6】

●該当箇所（どの部分についてのご意見か、該当箇所が分かるよう明記してください）
50頁 XⅡ 罰則

●意見内容

制度全体において、罰則の検討は極めて重要ですが、犯罪削減の観点では、体系的な対策も極めて有効であり、その具体的対策内容を公に明らかにしないまでも、情報保有機関内のコンプライアンスに関するルールやガイドラインを明確化する取り組みも有益と考えます。

●理由（可能であれば、根拠となる資料等を添付してください）

（※必要に応じて、記入欄を伸ばしてご対応ください）

ご意見お寄せいただき、ありがとうございました。